

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 9 月 9 日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張する。

本件処分では、9 月の保護費は生活扶助しか支払われておらず、9 月末に支払われるべき 10 月分の家賃（住宅扶助）が含まれていない。

法 31 条 2 項には「生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。」とあり、「生活保護の解釈と運用」にも「前月末か遅くとも月初め」とあるにも関わらず、処分庁が住宅扶助は当月の初めにしか支給できないとするのは違法である。

また、基本的に家賃は前月末に支払うため、住宅扶助の当月支給は社会の実情を鑑みても適切とは言えない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 1日	諮問
令和 2年 8月 19日	審議（第46回第2部会）
令和 2年 9月 18日	審議（第47回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として1号で「生活扶助」を、3号で「住宅扶助」を挙げている。
- (2) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるも

のである。

- (3) 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。
- (4) 法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (5) 法31条2項によれば、生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度として前渡するものとするが、これによりがたいときは、1月分をこえて前渡することができるとしている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分に関連する先行処分について、処分庁は、令和元年8月5日、請求人からの保護申請書及び添付書類（賃貸借契約書、契約金明細書等）に基づき、8月分の日割家賃及び9月分の家賃を含む住宅扶助費を一時扶助として支給する旨を決定し、請求人に支給している。

そして、処分庁は、同年9月9日、本件処分により、9月分の保護費を支給しているが、9月分の家賃については、既に先行処分において住宅扶助費として支給されていたことから、生活扶助費のみの支給であった。

なお、10月分の家賃については、同年10月2日を振込日とする後行処分により、住宅扶助費として支給されている。

- (2) 住宅扶助費の支給時期については、法に住宅扶助費の支給日に関する具体的な定めがなく、その具体的な支給時期をどうするかについては、生活保護行政の効率性や公平性を確保する必要もあることから、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられ

ていると解されるところ（平成27年6月24日横浜地方裁判所判決同旨。判例自治412号19頁参照）、毎月初めの保護費の支給時期に当月分の家賃に対応する住宅扶助費を支給することは、処分庁の合理的な裁量の範囲内であるといえることができる。

(3) そうすると、本件処分は、上記1の法令等に則って適正になされたものといえ、保護費の積算についても違算は認められない。したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり主張する。しかし、請求人が主張の根拠とする法31条2項は、住宅扶助ではなく生活扶助に係る規定であり、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは、上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来